

# 第20回 愛媛県災害対策本部会議 次 第

日時：平成30年9月3日（月）16:00～  
場所：愛媛県庁第一別館3階災害対策室

1. 開 会
2. 台風第21号に関する気象状況について
3. 台風第21号の接近に伴う対応等について
4. 本部長（知事）の指示
5. その他
6. 閉会

# 平成30年台風第21号 説明会

平成30年9月3日（月曜日）16：00から  
松山地方気象台

平成30年 台風第21号に関する防災シナリオ(中心コース)

取扱注意

平成30年 9月3日 09時現在 松山地方気象台

現象	日時	9月3日(月)						9月4日(火)						9月5日(水)		
		12時	15時	18時	21時	00時	03時	06時	09時	12時	15時	18時	21時	00時	12時	00時
		早過ぎ	夕方	夜更	夜更	未明	明け方	朝	午前	早過ぎ	夕方	夜更	夜更	午前	午後	
台風	最接近 暴風・強風域															
雨 (1時間) (ミリ)	中予									50	40					
	東予					30	40	50	60		40					
	南予							50	40							
24時間雨量 (多い所)		3日12時-4日12時 多い所 中予・東予・南予 250						4日12時-5日12時 多い所 中予・東予・南予 50～100								
土砂災害		雨の降り方により洪水注意報や洪水警報の可能性有り														
洪水害		雨の降り方により洪水注意報や洪水警報の可能性有り														
風 (メートル)	中予															
	東予							強12 速15	強13 速18	強20 速25	強13 速18	強12 速15				
	南予							強12 速15								
波 (メートル)	中予															
	東予							1.5	2	3	2	1.5				
	南予	3わり 2.5	3わり 3	3わり 3.5				3わり 4			3わり 2	3わり 2.5				
高潮 (メートル)	中予															
	東予															
	南予															
備考	満潮時刻							宇和島 00:18	新居浜 03:57					宇和島 14:47	松山 16:17	
								松山 02:17						宇和島 01:42	松山 03:49 新居浜 05:29	
防災シナリオ利用にあたっての留意事項		台風の進路予想の進行方向、速度によって、警戒・注意期間や予値が変わります。最新の気象情報・注意報、防災シナリオをご利用ください。														

# 台風第21号の特徴と愛媛県への影響 平成30年9月3日09時現在

- 1.非常に強い台風第21号は、3日09時現在、南大東島の東北東約220キロを1時間におよそ20キロの速さで北北西へ進んでいる。
- 2.台風第21号は、4日の日中に四国地方から紀伊半島に非常に強い勢力を維持して接近し、上陸する見込み。
- 3日09時予想の中心を通るコースでは、愛媛県にかなり接近し、**最接近は4日昼前**の見込み。
3. **愛媛県全域で暴風域に入り、局地的に非常に激しい雨が降る見込み。**
4. 台風は速度を速めながら北上するため、**急に風や雨が強まる可能性がある。**

※台風の進路予報には幅があるため、四国地方へ接近するタイミングやコースには誤差がある。

## 『防災事項』

### 【大雨】

4日未明から台風本体の発達した雨雲がかかり、4日朝から昼過ぎにかけて局地的に雷を伴った非常に激しい雨が降り、広い範囲で**大雨警報（土砂災害・浸水害）**の可能性ある。

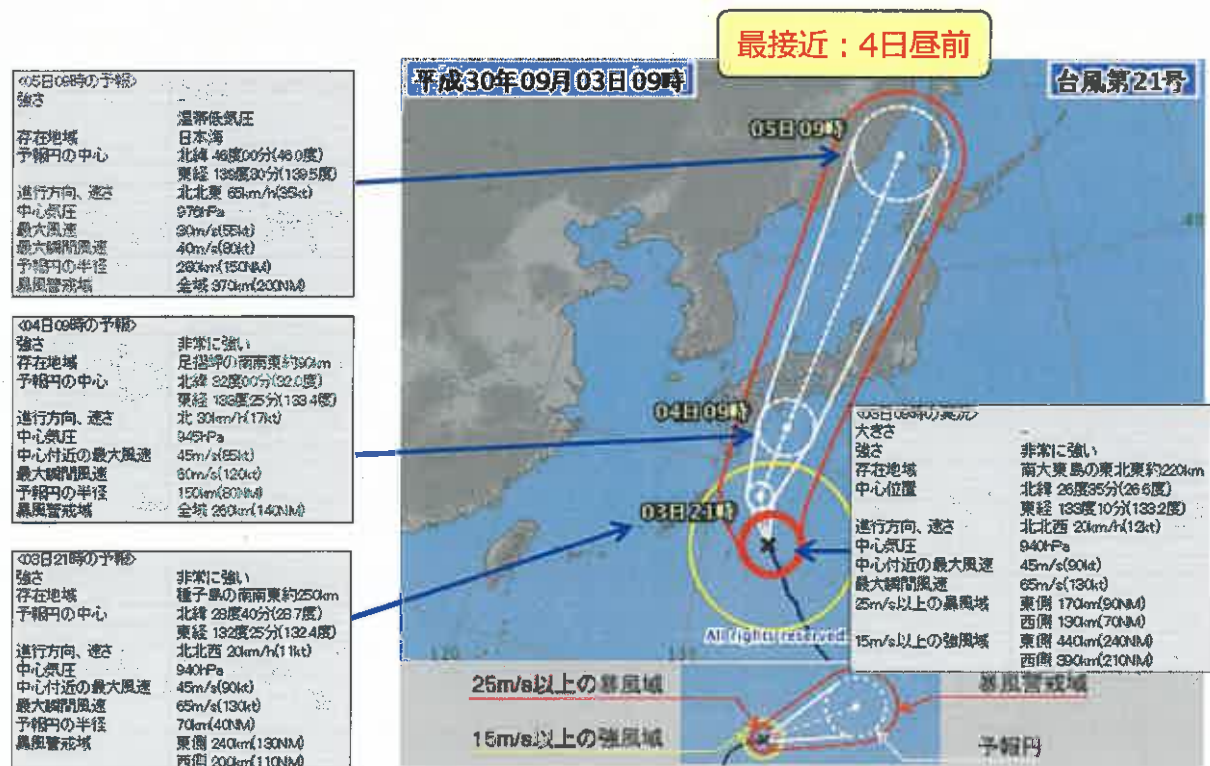
### 【暴風と高波】

南予の宇和海では、4日明け方からうねりを伴ってしけとなり**波浪警報**となる見込み。

愛媛県全域で、4日昼前から昼過ぎにかけて暴風域に入り、**暴風、波浪警報**となる見込み。

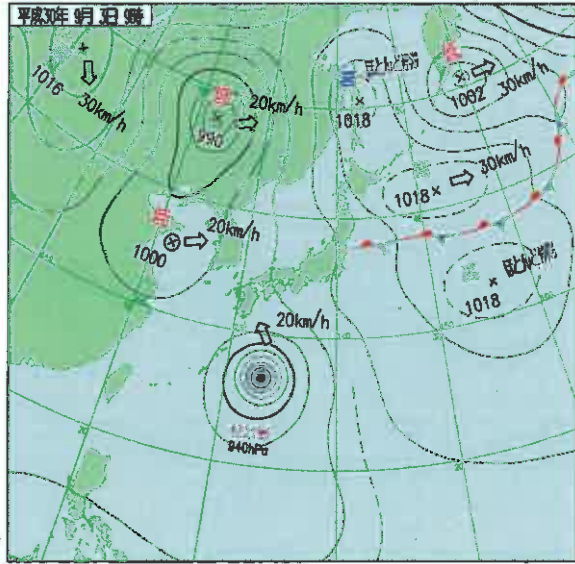
・最新の進路予報や、警報・注意報など気象情報に留意するとともに、危険度分布を活用し、市町村の避難勧告等に従って、早め早めの避難、安全確保をお願いします。

## 台風経路図（3日09時の位置と進路予報）

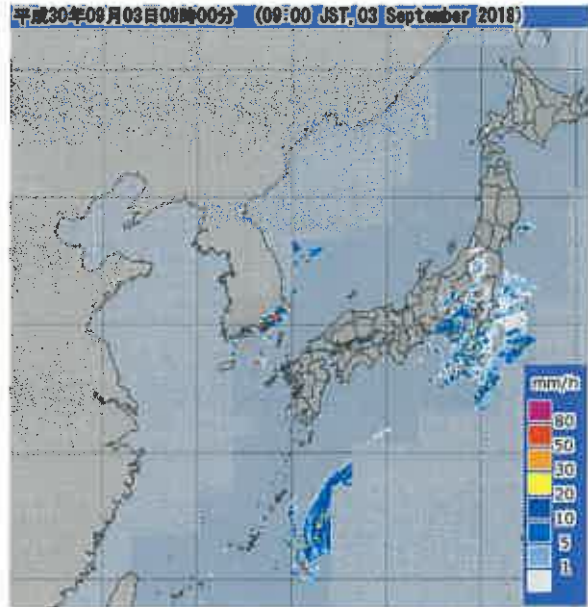


台風の中心が予報円に入る確率は70%です。

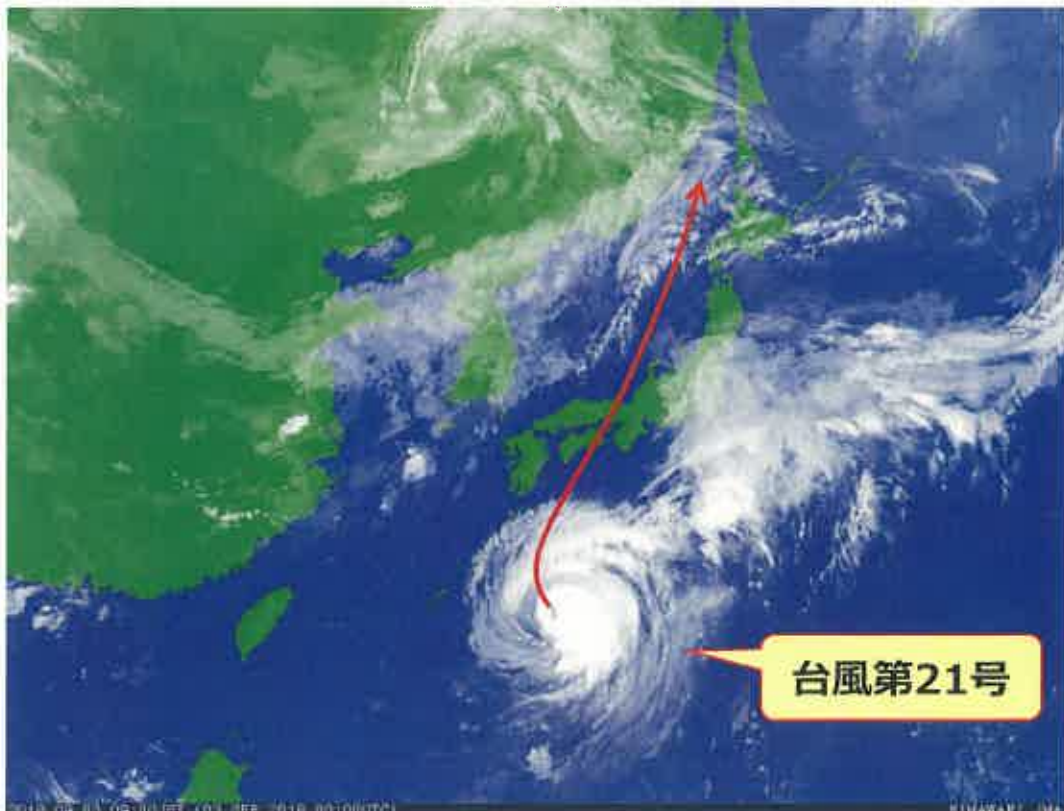
# 地上天気図 3日09時



# レーダー・ナウキャスト 降水強度 3日09時



# 衛星画像 3日09時



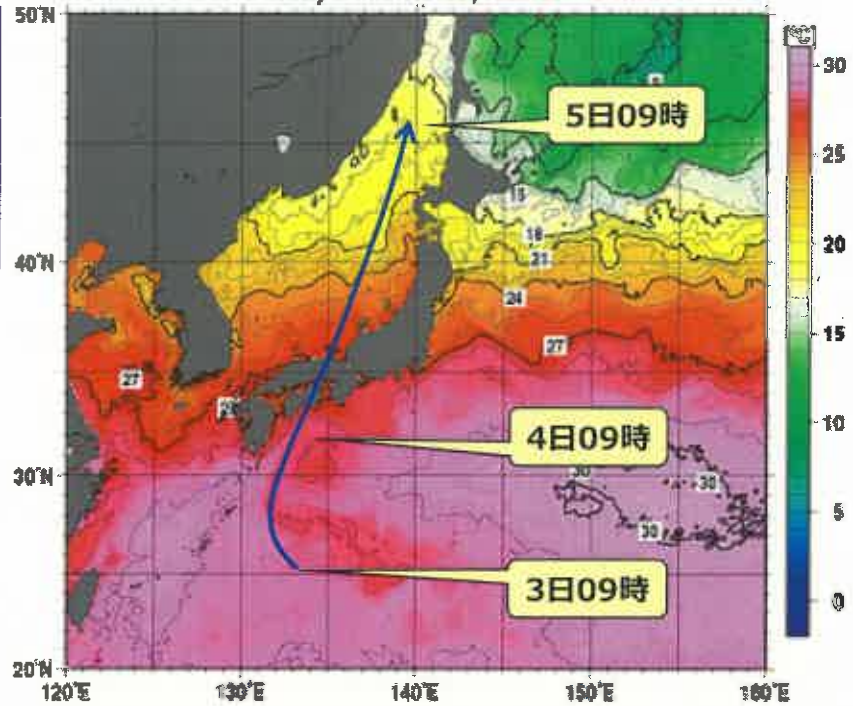


# 日本近海 日別海面水温

9月2日

Daily SSTs 02 Sep. 2018.

・台風第21号は、4日の昼ごろまで海面水温が27度以上の海域を進むため、勢力を維持して西日本に接近する見込み。



## 台風の接近に備えて

- ▶ 気象台の発表する警報・注意報など気象情報に留意するとともに、市町の避難勧告等に注意してください。
- ▶ 大雨による土砂災害・洪水・低い土地の浸水をはじめ、暴風、高波、高潮など、自分のいる場所ではどのような災害が起こりやすいのかを予め確認し、明るいうちに安全な場所に移動するなど、雨や風が強まる前に早め早めの安全確保をお願いします。
- ▶ 屋外での作業や不要な外出は控え、海岸や増水した河川・用水路など危険な場所には絶対に近づかないようお願いします。
- ▶ 大雨や暴風が長時間続くと、災害の危険度がさらに高まり、影響が長時間続くことに留意してください。
- ▶ 今後の台風の進み方によっては状況が変わってきますので、最新の情報を利用してください。

## 台風第21号の接近に伴う県等の対応状況

### 1 県の対応

#### (1) 警戒体制の構築

- ① 災害対策本部会議における20市町等への気象情報の伝達並びに早期の避難勧告等の発令の依頼及び住民への早めの避難の呼び掛け
- ② 二次災害のおそれがあるための早期の警戒体制の構築

	大雨注意報	大雨警報	特別警報又は災害発生
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒態勢</li> <li>○情報収集及び応急態勢の準備</li> <li>○各対策部で応急態勢の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報発表後、副統括司令(防災安全統括部長)以下、統括司令部職員が直ちに登庁</li> <li>○各市町に早めの避難勧告等の呼びかけを促すとともに、避難状況等の確認及び被害情報の収集を行う。</li> <li>○各対策部も被害情報の収集と必要な対応を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別警報発表又は災害発生後、速やかに本部会議を開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象状況の説明</li> <li>・被害状況の報告</li> <li>・住民避難状況</li> <li>・災害応急対策の実施</li> </ul> </li> <li>○本部会議において部長指示を受け、被害情報の収集、災害応急対策の準備(発災後、速やかに対応)</li> </ul>

#### ③ 各対策部の対応状況 (30.9.3 災害対策本部会議報告)

##### ○農林水産対策部

- ・ 二次災害防止のため、農・林・水それぞれの分野ごとに関係機関に厳重な警戒態勢の確保・応急対応の徹底等について指示・要請済。
- ・ 農地・農業用施設については、二次災害の拡大防止のため施設の事前点検、応急対応の徹底、緊急時の避難対応等について地方局、市町へ指示・要請済。
- ・ 台風接近時に水田、果樹園、水路、ため池等を見に行かないよう住民・農家等へ周知するよう災害対策本部を通じて市町等へ依頼済。
- ・ 山地災害危険地区周辺における警戒避難体制の整備、林道の被災箇所及び今後被災する可能性の高い箇所の点検・応急措置、山地防災情報の積極的活用、避難勧告情報の住民への確実な伝達等を地方局・市町・森林組合に指示・要請済。
- ・ 漁港・海岸保全施設、漁業用施設等の防災措置や工事箇所の安全対策を地方局・市町に指示・要請済。
- ・ 漁業協同組合を通じて、漁船の時化繋ぎ等、台風対策を早目に講じるよう指示済。また、台風時には、破損した漁港施設等には近寄らないよう関係者に周知済。

##### ○土木対策部

#### 1 土木部の体制

- ・ 各地方局建設部・土木事務所に対して、被災箇所の二次災害防止に向け、台風情報の収集及び現場の安全管理等万全を期し、必要に応じてパトロールを実施するよう指示済。併せて、必要に応じて体制を強化するよう指示済。
- ・ 管内年間維持業者に対して、台風情報に留意することに加え、緊急時の速やかな対応が行える体制確保について依頼済。
- ・ 各地方局建設部・土木事務所を通じて、上記内容を県下全市町へ周知済。

## 2 道路

- ・ 応急復旧箇所については、通行の安全を確保するため、少なめの雨量による事前通行規制を実施することとし、以下の箇所については、従来の事前通行規制基準の暫定的に引き下げや暫定基準を設定。
- ・ この他にも、降雨状況に応じて通行規制を行うこととしている。

### 暫定規制雨量を設定している箇所

路線名		地区	現在の規制基準		従来の規制基準	
			連続雨量	時間	連続雨量	時間
国	56号	宇和島市吉田町～西予市宇和町	80	20	-	-
主	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山～植松	80	20	-	-
主	西条久万線(石鎚スカイライン)	久万高原町	100	20	200	40
主	長浜保内線	八幡浜市日土町森山	80	20	100	40
一	鳥井喜木津線	八幡浜市保内町喜木津	80	20	-	-

## 3 河川

- ・ 市町あてに、一部河川において、土砂の堆積や、護岸等に応急対策箇所があるため、河川水位の上昇に注意し、避難準備、避難勧告、避難指示等については、早めに対応するよう依頼済。
- ・ 東予地方の県管理ダムについては、必要に応じて「事前放流」を実施する予定（台風第20号に引き続き対応）。

## 4 港湾海岸

- ・ 各事務所あてに、関係市町及び港務所等と連携を図りながら、必要に応じて港湾・海岸施設の巡視を実施するよう指示済。
- ・ 高潮・波浪による浸水被害を防止するため、水門・樋門・陸閘について、台風接近前に閉鎖作業を行うよう指示済。

## 2 県内市町の対応状況（30.9.3の災害対策本部会議時点）

### ○特別な対応を行う市町

市町名	対応状況
松山市	7月豪雨災害で土砂災害があった地域に限り、避難勧告等を通常より一段階早めて発令※
今治市	通常どおりの運用（7月豪雨災害で土砂災害があった地域を中心に早目に発令）
宇和島市	①吉田町全域を対象とする二次災害緊急避難計画策定（説明会実施済）。 ②緊急警戒区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TEC-FORCE調査結果を踏まえた国土交通省による技術的助言及び市独自調査結果をもとに、吉田の5地区45行政区（立間地区の一部について解除予定あり。）を設定。また、宇和島の1地区1行政区を追加設定予定。</li> <li>・ 基本的に避難勧告等を通常より一段階早めて発令。（大雨注意報発令及び土砂災害警戒判定メッシュ情報の基準超過（見込みを含む。）を確認したとき、市長が避難情報の発令及び緊急避難用避難所等の開設を判断する。）</li> </ul>

	<p>③緊急避難用避難所10か所を設置する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難困難者は、地域の乗合せに加え、公用車、民間バスで移動</li> <li>・二次災害のおそれのある既設避難所の避難者は緊急避難所に移動</li> </ul>
八幡浜市	<p>①7月豪雨災害で避難勧告を発令した地区は、注意報で避難勧告等の発令を検討し、避難所の開設及び早めの避難を呼びかける。</p> <p>②その他の地区は、通常どおりの運用（早めの対応を心がける）</p>
大洲市	<p>①洪水については、これまでと同じ基準（水位）で避難勧告等を発令。鹿野川ダムから異常洪水時防災操作に関する事前通知（開始2時間前）を受けた場合、避難情報等の発令の検討を開始する。</p> <p>②土砂については、安全側に立って地域ごとに判断し、早めに対応</p>
西予市	<p>①市内全域を対象に、避難勧告等を通常より一段階早めて発令※</p> <p>②野村ダムからの異常洪水時防災操作に関する事前通知（開始3時間前）を受け避難指示を行う。</p>
内子町	通常どおりの運用（早めの対応を心がける）
伊方町	通常どおりの運用（早めの対応を心がける）
松野町	通常どおりの運用（早めの対応を心がける）
鬼北町	通常どおりの運用（早めの対応を心がける）
愛南町	通常どおりの運用（早めの対応を心がける）

※二次災害防止のための暫定基準（松山市、宇和島市、西予市）

避難情報	二次災害防止 暫定基準	通常の基準
避難準備・高齢者等避難開始	大雨注意報	大雨警報（土砂災害）
避難勧告	大雨警報（土砂災害）	土砂災害警戒情報
避難指示	土砂災害警戒情報	

### 3 ライフライン・交通の状況（今回の台風による影響：9/3、12時時点）

①電気・ガス・通信：なし

②鉄道・バス：通常運行

③フェリー（広域航路）

会社名	区間	状況
四国開発フェリー(株)	東予～大阪	大阪発 22:00、東予発 22:00 欠航
	新居浜～神戸	通常運航 ※9/4 神戸発 01:10 欠航予定

④航空：通常運航



# 台風第 21 号についての警戒情報

都道府県防災担当課 御中  
指定都市防災担当課 御中

平成 30 年 9 月 3 日  
消 防 庁

気象庁から台風第 21 号について、別添 1 のとおり発表されました。

つきましては、各都道府県におかれては、各地の気象台が発表する最新の気象情報等に留意の上、下記の事項について貴都道府県内の市町村に対して周知頂くようお願いいたします。

特に、避難勧告等の発令にあたっては、「命の危険が迫っている」という趣旨が伝わる緊迫感のある表現で、対象者のとるべき行動を具体的に分かりやすく伝えるなど、マスメディア等とも連携し、住民の早期避難に結びつく工夫を施すようお願いいたします。

なお、平成 30 年 7 月豪雨の被災地等、これまでに土砂災害が発生している地域におかれては、国土交通省から、「今後の降雨に対する警戒について」（平成 30 年 7 月 17 日付関係都道府県砂防所管部長宛事務連絡）（別添）により、土砂災害に係る避難勧告等の発令基準を一段階早めた暫定基準の運用を行うよう助言が発出されていることに御留意ください。

## <台風>

非常に強い台風第 21 号は、3 日 9 時現在、南大東島の東海上を北北西へ進んでいます。今後、次第に北北東へ進路を変えて、4 日の日中に四国地方から紀伊半島に非常に強い勢力を維持して接近し、上陸する見込みです。その後、速度を速めながら、4 日夜には強い勢力で日本海に進み、5 日にかけて北日本の日本海側沿岸を北上する見込みです。

## <暴風・高波>

台風の接近に伴い、風が急に強まり、西日本を中心に 4 日朝から猛烈な風が吹き、海は猛烈なしけとなる見込みです。東日本でも 4 日昼前から、北日本では 4 日夜から、広い範囲で暴風が吹き、海は猛烈なしけや大しけとなるでしょう。

## <大雨>

3 日午後から西日本太平洋側に湿った空気が流れ込み、南東向きの斜面を中心に、雨が強まるでしょう。その後は西日本と東日本では、台風本体の雨雲が接近するため、4 日未明から非常に激しい雨が降り、局地的には 1 時間 80 ミリ以上の猛烈な雨となる見込みです。4 日 12 時までの 24 時間の雨量が多いところで、四国地方、近畿地方で 200 から 400 ミリ、5 日 12 時までの 24 時間の雨量は、東海地方で 300 から 500 ミリなど広い範囲で大雨となるおそれがあります。瀬戸内海に面した地域でも雨量が多くなるでしょう。北日本でも 4 日夜から 5 日にかけて非常に激しい雨

が降り、大雨となるおそれがあります。

<高潮>

台風が接近・通過する時間帯を中心に顕著な高潮のおそれがあります。

<警戒事項>

暴風、うねりを伴った高波、大雨による土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫、高潮に厳重に警戒し、落雷、竜巻などの激しい突風に十分注意し、交通障害や農作物の管理、停電などにも留意してください。

- 1 災害発生危険度の高まりに応じて段階的に発表される注意報・警報・特別警報等（警報級の可能性、警報に切り替える可能性が高い注意報を含む。）、危険度の高まりが5段階等で色分け表示された危険度分布等（土砂災害警戒判定メッシュ情報、流域雨量指数の予測値、大雨・洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒情報などの防災気象情報等を収集し、住民等に対し早い段階から確実な情報提供を行うこと。

また、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう避難場所を明確にし、住民等に周知すること。

防災気象情報等の伝達に当たっては、防災行政無線（同報系）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFMなどの多様な伝達手段を活用し、不特定多数の者が出入りする施設等の関係者を含め、住民等に対し早い段階から確実に伝達すること。

- 2 避難勧告等は、時機を逸することなく、空振りをおそれずに躊躇なく発令することを基本とし、発令する際には対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように繰り返し伝達すること。さらに避難が必要な状況が夜間、早朝となる場合は、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、早い段階での避難の促進に努めること。また、避難勧告等の発令は多様な伝達手段を活用し住民等へ確実に伝達すること。

特に、土砂災害は、突発的に発生し、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが困難で命の危険を脅かすことが多い災害であることから、土砂災害警戒情報が発表された場合は、直ちに避難勧告等が発令することを基本とすること。

また、避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で、主要な指定緊急避難場所を開設し始めるとともに、仮に開設を終えていなくとも、避難勧告等の発令基準を満たした場合には、躊躇なく発令すること。

- 3 避難勧告等を適切に発令し、関係機関へ早期に伝達すること。

避難勧告等が発令した場合については、被害の有無に関わらず直ちに消防庁など関係機関に報告すること。

都道府県は、防災気象情報等をふまえ避難勧告等の発令が必要と想定される場合にあって、適切に発令されていない場合には市町村に対しその旨を伝え、適切な助言を行うこと。

※災害対応にあたっては、下記の通知等の内容についても注意し対応に万全を期するようお願いいたします。

- 【国土交通省】平成 30 年 7 月 17 日付け「今後の降雨に対する警戒について」（関係都道府県砂防所管部長宛事務連絡）
- 平成 30 年 5 月 23 日付け「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（中防消第 6 号）
- 平成 27 年 4 月 22 日付け「「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」報告書を踏まえた対応について（依頼）」（消防災第 62 号・消防情第 140 号）
- 「総合的な土砂災害対策の推進について（報告）」（平成 27 年 6 月 4 日公表）
- 平成 29 年 1 月 31 日付け「「避難勧告等に関するガイドライン」の一部改定について（通知・依頼）」（府政防第 53 号・消防災第 10 号）
- 「水害時における避難・応急対策の今後の在り方について（報告）」（平成 28 年 3 月 31 日公表）
- 「市町村のための水害対応の手引き」（平成 30 年 6 月改訂）
- 平成 29 年 12 月 8 日「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」（府政防第 1546 号・消防災第 160 号）

問い合わせ先
消防庁防災課
TEL 03-5253-7525（直通）
FAX 03-5253-7535
消防庁応急対策室
TEL 03-5253-7527（直通）
FAX 03-5253-7537